

少額減価償却資産制度の令和8年度改正の内容

Q

セミナーでのご質問

私は会社の経理担当者です。

令和8年度税制改正により、少額減価償却資産制度について、何か変更点はあるのでしょうか。

A

キド先生からの回答

令和8年度税制改正は、令和8年1月に通常国会へ法案提出される予定で、現時点ではまだ正式決定ではありません。ただし、令和7年12月19日に公表された「与党税制改正大綱」の内容を見る限り、ほぼこの内容で確定すると見込まれています。

以下、その大綱に基づく改正内容をご説明します。

■ 制度の適用期限の延長

これまでの適用期限は令和8年3月31日まででしたが、今回の改正により、令和11年3月31日までの3年間延長となる予定です。

■ 取得価額基準の引上げ

これまで、一基あたりの取得価額が30万円未満の資産が損金算入の対象でしたが、改正後は40万円未満へと引き上げられます。この変更により、一定の要件を満たす場合には、従来よりも高額な備品や設備についても、取得した事業年度に全額を経費として処理できるようになります

	本則(全ての企業)		特例(中小企業者等のみ)
資産の取得価額	10万円未満	20万円未満	40万円未満
損金算入方法	全額損金算入	3年間均等償却	全額損金算入
限度額	—	—	年間 300万円 以下

キド先生からのコメント

今回の改正の大きなポイントは、

- ①制度の適用期限が延長されたこと
- ②対象となる取得価額の上限が引き上げられたこと

の2点です。特に、取得価額の上限が40万円未満まで拡大されたことで、パソコンや周辺機器、業務用備品などについて、これまで以上に損金算入できる範囲が広がります。なお、制度の適用可否や具体的な経理処理については、個々の会社の状況によって判断が異なりますので、必ず顧問税理士にご確認ください。

